

境港市の健全化判断比率等をお知らせします

平成 23 年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します。
「健全化判断比率」と「資金不足比率」は、自治体財政の「健全度」を測る新しいもの
さしとして、平成 19 年度決算から算定することとなり、市民の皆さんにも公表すること
となっています。

境港市の比率は、いずれも財政等を早期に健全化すべきとされる基準値（早期健全化
基準）を下回っています。

(1) 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、
昨年度に引き続き黒字であったために
比率は生じません。
- ② 実質公債費比率は、借入金の返済金が
減少したことなどで、平成 22 年度決算
に基づく比率（昨年度の比率）と比較
して 0.7 ポイント改善しました。
- ③ 将来負担比率は、借入金残高の減少や
土地開発公社の債務の減少などで、昨
年度の比率と比較して 8.9 ポイント改
善しました。

	平成 23 年度	平成 22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ ※ 1	－ ※ 1	13.74% ※ 2	20.0%
連結実質赤字比率	－ ※ 1	－ ※ 1	18.74% ※ 2	30.0%
実質公債費比率	17.2%	17.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	102.3%	111.2%	350.0%	－ ※ 3

※ 1 「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は黒字のため、比率を「－」で
表示しています。

※ 2 市町村の財政規模で早期健全化基準の「実質赤字比率」と「連結実質赤字
比率」は基準が異なります。

※ 3 将来負担比率には、財政再生基準は設定されていないため、「－」で表示
しています。

(2) 資金不足比率

市場事業費特別会計で平成 22 年度決算に引き
続き資金不足が生じ、比率も 5.8 ポイント上昇し
ていますが、経営健全化基準は下回っており、平
成 23 年度決算をピークとして、今後改善する見
込みとなっています。

公営企業の特別会計名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
市場事業費特別会計	19.9%	14.1%	20.0%
下水道事業費特別会計	－ ※	－ ※	
土地区画整理費特別会計	－ ※	－ ※	

※資金不足が発生しない会計は、比率を「－」で表示しています。

◆問い合わせ先 財政課財政係 (☎ 47 - 1012)

用語解説

【実質赤字比率】

教育、福祉、まちづくりなど市の中心的な行政サービスを行
う一般会計等（境港市では、「一般会計」と「高齢者住宅整備資
金貸付事業費特別会計」を合わせたもの）の赤字の程度を指標
化し、地方公共団体の中心的な会計の財政運営の深刻度を示す
ものです。

【連結実質赤字比率】

すべての会計の黒字額や赤字額を合算し、地方公共団体全体
としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財
政運営の深刻度を示すものです。

【実質公債費比率】

地方公共団体の借入金の返済金とこれに準じた経費の合計額
を指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

【将来負担比率】

地方公共団体の現時点での実質的な負債（借入金の残高など
から貯金にあたる基金の残高などを差し引いたもの）の程度を
指標化し、将来財政運営を圧迫する可能性を示すものです。

【資金不足比率】

公営企業の事業規模である「料金収入の規模」と「資金不足
の額（赤字額）」を比較し、経営状況の深刻度を示すものです。

【公営企業】

下水道事業など独立採算を原則とした会計処理（その事業を
行うことによって得られる収入で、その事業の経費をまかなう）
を行うものをいいます。

【早期健全化基準】

健全化判断比率の 4 つの指標のうち、いずれかがこの基準を
超えると、「財政健全化計画」を策定（要議会議決）し、自主的
な改善努力による財政の健全化を図らなければならない「早期
健全化団体」となります。

【財政再生基準】

将来負担比率を除く健全化判断比率の各指標のいずれかがこ
の基準を超えると、「財政再生計画」を策定（要議会議決）し、
国等の関与のもと確実な再生に取り組むこととなります。市債
の発行が制限され、また公共料金の増額や住民サービスの見直
しなどをせざるを得なくなる「財政再生団体」となります。

【経営健全化基準】

公営企業の資金不足比率が、この基準を超えると、「経営健全
化計画」を策定（要議会議決）し、自主的な改善努力による経
営の健全化を図らなければならない「経営健全化団体」となり
ます。